

令和2年6月2日

AIMR 研究室責任者 各位
AIMR 研究支援部門長
その他関係者 各位

材料科学高等研究所新型コロナウイルス感染症対策本部

BCP レベル 2 での感染防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）に基づき、AIMR は 5 月 25 日から BCP レベル 3 の対応を実施していましたが、このたび大学本部新型コロナウイルス感染症対策本部から BCP レベル 2 への移行が許可されました。

つきましては、以下に示す対応を踏まえながら、AIMR は BCP レベル 2 に移行します。

BCP レベル 2 への移行対応の詳細は以下の通りです。

1 レベル 2 への移行

- 1.1 「感染症防止対策点検チェックシート」を BCP レベル 3 移行時に提出済みの研究室は、6 月 2 日（火）からレベル 2 に移行できる。
- 1.2 各研究室は、「感染症防止対策点検チェックシート（BCP レベル 2）」（本メール添付）で自己評価し、6 月 8 日（月）に提出する（各研究室の足並みをそろえるため）。なお、チェックシート中に未達項目がある場合、または質問がある場合には、あらかじめ AIMR 対策本部に報告し、改善確認したうえで提出する。

2 感染予防について

- 2.1 研究活動の遂行にあたり踏まえるべき原則として、接触・飛沫感染防止、健康管理、関係者の名簿管理と入退室等の活動歴の記録、通勤時の感染防止行動、および安全確保に必要な措置の徹底をする。詳細はチェックシートの各項目のとおり。
- 2.2 接触・飛沫感染防止は家族間の感染防止にも有効であるので、自宅等でも徹底する。
- 2.3 チェックシートは 2 週間ごとに、AIMR 対策本部に提出する（次回提出日：6 月 22 日（月））。
- 2.4 AIMR 対策本部が毎月 1 回全研究室を巡視し、すでに指摘していた改善点の対応の確認や、さらに改善すべき点を指摘する。

- 2.5 朝夕の検温と健康状態および外出先等の行動の記録は、レベル 3,4 で実施していた記録（Email 通知：【AIMR covid-19 #24】 Records of daily activities & health（2020/04/20））を、レベル 2 の間も継続して実施する。
 - 2.6 各人の接触追跡が可能な出勤状況記録（任意様式）を研究室の責任で作成し管理する。なお、AIMR 対策本部が行う巡視で出勤状況記録の確認を行う。4 月 30 日総務係通知による出勤状況報告書の提出は廃止する。
 - 2.7 新規採用者に対しては、AIMR 対策本部が部局の対応について、各研究室責任者が研究室独自の対応について感染症対策教育を行う。
- 3 感染者や感染が疑われる者が発生した場合の対応について
 - 3.1 感染者や感染が疑われる者は直ちに研究室責任者または研究室連絡担当者にしての旨を伝え、研究室責任者または研究室連絡担当者は所内緊急連絡網を使って AIMR 対策本部へ伝える。
 - 3.2 AIMR 対策本部は本部対策本部に状況を報告するとともに、所内緊急連絡網を使って所内全研究室の責任者および連絡担当者に、研究室の使用停止、濃厚接触者の確認とリスト作成などを指示し、感染防止対策を徹底させる旨を周知する。
 - 3.3 該当する研究室は AIMR 対策本部に 2 週間、毎日情報を提供する。
 - 3.4 状況に応じて部局独自に BCP レベルを上げ、対策を徹底する。
- 4 滞在時間管理について
 - 4.1 オンサイト作業による研究活動は、緊急性・重要性の高い作業について優先度を検討の上、滞在時間をできるだけ低減するとともに、可能な限りシフト制を採用し、同時に滞在する時間を減らすようにする。
- 5 深夜・振替を必要としない休日の入館について
 - 5.1 深夜（22:00-5:00）および振替を必要としない休日の建物への出入りは原則認めない。
 - 5.2 5.1 の原則にもかかわらず、やむを得ず建物へ出入りする場合は、出勤状況記録に行動を明記する。
- 6 国内移動・海外渡航について
 - 6.1 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道の 5 都道県を除く国内への移動は可能となるが、可能な限りオンライン会議等も活用する。ただし、感染が再び多く発生したと認められる地域との往来は自粛する。
 - 6.2 教職員の国内移動について、5 都道県との往来が業務上必要な場合は、部局長の許可を必要とする。海外渡航は原則禁止する。

- 6.3 学生の国内移動について、5 都道県との往来を自粛する。海外渡航は禁止する。
 - 6.4 5 都道県以外の地域との往来の際に、5 都道県を必要最小限経由することを認める。なお、その場合は感染予防に細心の注意を払うこと。
 - 6.5 5 都道県との往来後、一週間在宅勤務とする。またその後の一週間は経過観察期間とし、人との接触に特に注意する。
- 7 研究支援部門の支援業務について
- 7.1 研究支援部門（事務部門）は、業務の性質上可能な業務について、当面在宅勤務を活用する。
 - 7.2 各係の対応業務については、7.1 の在宅勤務体制下で可能な範囲内とする。

問合せ先・チェックシート提出先：

AIMR COVID-19 感染症対策本部 Email: aimr-covid-19@grp.tohoku.ac.jp

以上